



お問い合わせは、
(☎63・3802)まで。

ただ今、「合同滞納
整理強化月間」です！

町税の納め忘れは
ございませんか？

町、県および和歌山地方税回収機構では11・12月を合同の「滞納整理強化月間」として、滞納税額縮減のため、差押えを行うなど協調して滞納整理に取り組めます。

まだ納付されていない方は、金融機関または税務課で早急に納付してください。

何らかの事情により納付できない方は、未納のまま放置せず、税務課へ是非ご相談ください。

【夜間納税相談窓口の開設】

次のとおり夜間の納税相談窓

口を開設しますので、ご利用ください。

日時 平成27年12月17日(木)
18日(金)
午後8時まで
場所 役場別館1階 税務課

町税は納付期限内に
納付しましょう

町税は自主的に納期限内に納付することが原則です。

納期までに町税を納付しない場合は督促状が送付されます。督促状を発した日から10日を経過した日までにこの町税にかかる徴収金を完納しない場合には滞納処分を受けることとなります。徴収金とは、本税に、延滞金、督促手数料などを合わせたものです。

【納期限を過ぎても

納付がない場合】

納期限までに納付された方との公平性を保つため、次のとおり滞納処分の手続きを行うこととなります。

- ①督促状の送付
- ②電話や文書、直接訪問などに

よる納税の催告

③財産調査を実施

④預金、給与、不動産等の財産の差押え

⑤差押えた財産の公売・換価

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。



中学生 税の標語

日高地方租税教育推進協議会(田口政則会長)が、町内中学生から募集していた平成27年度税に関する中学生の標語に223人の応募がありました。

その中から、次の3点が優秀作品に選ばれ、同協議会より表彰されました。なお、受賞作品は、御坊税務署および役場玄関口に1年間掲出されます。

【受賞作品】

○「納めよう 築く我が町 快適に」

日高中3年 最明友香

○「大切な みんなの気持ち 税金に」

日高中3年 中筋可菜

○「税金が 明るい未来の 第一歩」

日高中3年 田中麻絢

【和歌山地方税回収機構とは】
機構は、滞納となった税金を回収するため、滞納者宅の捜索、不動産・預金・売掛金等の差押え・差押え財産の公売などの法的処分を行う組織です。本町でも毎年、滞納事案の引き継ぎを行っており、今後も税負担の公平性確保のため、積極的に活用していきます。

建築物の新築。 増改築または取壊 しをされた方へ

家屋の増改築をしたり、倉庫や物置、車庫を新築(増改築)されると、固定資産税の対象となり、申告の義務が生じます。

家屋の増改築や倉庫などの新築(増改築)をされた場合は、お手数ですが、完成後に税務課ま

太陽光発電設備を 設置される場合

太陽光パネルなどの太陽光発電設備(再生可能エネルギー発電設備)を設置した時は、固定資産税の課税対象となり、償却資産(固定資産)として町への申告が必要な場合があります。

下表で「課税の対象」に該当する場合は、平成28年2月1日(月)までに償却資産の申告をしていただく必要があります。

対象となる方には、12月末頃に申告案内を送付させていただきます。

設置者	設備の発電規模	
	10kw以上	10kw未満
個人(住宅)	省エネルギー、再生可能エネルギーを受け、売電する場合、償却資産の対象となります。	事業用資産と認められる場合、償却資産の対象となります。
個人(事業用)	事業用資産となるため、売電の有無にかかわらず償却資産として課税の対象となります。	
法人		

※一定の要件を満たす設備に対しては、特例措置が適用され、税負担が軽減される場合があります。

02)まで。

詳しくは、税務課(☎63・38

02)まで。
すので、事前にご連絡をお願いします。

詳しくは、税務課(☎63・3802)まで。

登記がされていないものや未登記建物については、適正な課税をおこなうため、必ず届出をおこなってください。

ご連絡ください。

また、建物を取り壊した場合には、滅失登記等で取り壊しの把握に努めておりますが、滅失

平成27年度宝くじ助成事業 井ノ谷コミュニティセンターが完成

原谷地区の井ノ谷コミュニティセンターは、平成27年度宝くじ助成事業として建設され、木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建(延床面積約30㎡)で、1DKの作りとなっています。

建設費はおよそ690万円で、410万円の宝くじ助成金を受けています。これまでの井ノ谷集会所は、県道井関御坊線の拡幅工事により立ち退きを余儀なくされ、新たな集会施設の建設が待ち望まれていました。

このコミュニティセンターの完成により、地域の自主的な諸活動がますます活発になることが期待されます。



新しくなった井ノ谷コミュニティセンター



総務政策課
お知らせ

お問い合わせは、
(☎63・2051)まで。